安江はいにしへ庄名なり。蔭凉軒季瓊日錄に、長祿二年八 村とも、舊藩中郷庄分村名帳には、倉月の庄内とす。 家領なりけん、いまだ詳かならず。上安江村・下安江村の雨 正の頃の書札ならんか。但し、家領とはあれど、 候。言語道斷の次第共候云々。とあり。此の書簡は天文・天 去年·去々年兩年分、安江保井益富庄兩所共不,及。其沙汰 雜帖に載せたる烏丸殿と宛名せし判書に、加州家領云々、 れば安江庄は安江家の家領なりしかど、後に攝津家の家領 國安江庄內倉月鄉攝津頭不」渡」之事云々。など見にたり。さ 加賀國倉月庄攝津掃部頭渡殘之事。德雲院內實諸軒、加賀 正二年九月攝津守押領云々。と見に、また同年十二月廿日 十月金剛院押領、同國安江庄內安江八郎左衞門入道跡、康 月四日、加賀國和氣保金剛寺村內甕與三入道跡、嘉吉元年 木町 庄或は安江郷また安江保とも古書に載せたり。 邊、倉月鄉小名安江鄉共云ふ。と載せたり。按するに、 且倉月郷は安江の庄内なりし事知られけり。 いづれの 安江

O横安江町

此の町は、安江町の裏町なり。十二冊定書に載せたる、元

は、表具屋小路と呼べり。但し今は裏安江町とす。今俗に目細小路と稱する町也といへり。地子地の横安江町は、横安江町と地子町の横安江町とあり。本町の横安江町は、横安江町と地子町の横安江町とありて、本町の森九年の本町肝煎裁許に、安江町・横安江町と見に、また地

〇目細針店

都て傳來なきゆゑ、其の創業等の事詳かならず。傳說に、 舊家なりしかど、昔より度々の火災に逢ひ、家の傳記書類 す。店先に、ほんけめぼそはり八郎兵衛の看板をかけたり。 の鍛へ甚だ宜しき故に、世人目ぼその針と稱し、殊に賞美 小路と呼べり。其の家は横安江町の中程なる南側にて、 此の針店は、 針屋八郎兵衞と稱し、今は苗字を目細とす。目ボッといふ 近年に至り、 り。尤昔は此の地邊に、針店は目細の針店のみなりしかど、 金澤草創以來の針店にて、凡そ三百年許連綿すと云傳へた は、ぇ、ボソの針といふを略稱せしもの也といへり。 右看板は、佐々木志津磨の筆跡なりといひ傳へたり。代々 名高き店なりしゆゑ、此の町をば世人目 此の町の入口角家を初め、 東御坊町に彼是針 逃だ 細

その針と心得、買求め行く人多しといへり。 店を開きたり。故に不案内の里人など、彼の店共をば目ぼ

〇目細長壽人傳

其頃安江町大桑屋權七の娘と緣組申合せ、寬保二年夫婦連 年女子出生。嶋屋仁兵衞妻是也。其後半兵衞家賣拂ひ、方 寶永七年四月三拾五歳にて男子出生。針屋甚兵衞是也。 し、三拾歳の頃高道町油屋仁兵衞せがれ半兵衞の妻と成、 覺無,之よし。 屋五郎兵衛と云ふ者の娘にて、 澤市中百歲以上之者無之。右せき儀は、石川郡鶴來村越前 町針屋八右衞門養祖母せき、本年百豊歳に罷成。此外に金 藩侯より御尋に付、金澤市中長壽之男女取調在」之處、安江 金澤町會所留記に、安永五年二月百歲餘之者有」之哉之旨、 十六歲、甚兵衞鉀養子針屋八右衞門三十七歲、八右衞門妻 にて針屋八郎兵衞方へ養子に罷越申旨。せき本年百 々借宅致し居、せがれ甚兵衞は別家致し、 せがれ針屋甚兵衛六十七歳、 ふく三十二歳、 貮拾四・五歳の頃、金澤へ出、町方に奉公致 二男針屋六郎兵衛二十六歲、 甚兵衛娘嶋屋甚兵衛妻そよ六 延寶四年之冬出生、 木新保町に居。 三男針屋甚助 月日は 一歲、

さて右長壽人せき、同年七月八日天然を以て沒せりといへども、其眷屬共存生して、一族繁榮せしものは甚だ稀なり。は、其眷屬共存生して、一族繁榮せしものは甚だ稀なり。族悉く無異にて罷在之由、町奉行高畠木工より藩侯へ言上族悉く無異にて罷在之由、町奉行高畠木工より藩侯へ言上

〇乘善寺上地町

をば町地となし、乗善寺上、地町と呼びたるもの也。 とば町地となし、乗善寺上、地町と開する横安江町の町末ならんに載せたれば、今目細小路と稱する横安江町の町末ならんに載せたれば、今目細小路と稱する横安江町の町末ならんに載せたれば、今目細小路と稱する横安江町の町末ならんで、乗善寺は、三箇屋版の六用集に、東本願寺道場乗善寺が。乗善寺は、三箇屋版の六用集に、東本願寺道場乗善寺が。乗善寺は、三箇屋版の本町上前、裁許附に、安江町・横安江町・乗善寺では町地となし、乗善寺上、地町と呼びたるもの也。

〇國初刑法場址

の刑法場なりといへり。按ずるに、加府事蹟實錄に、昔金場也とあり。或は云ふ。今云ふ升形の地は、舊藩國初の頃箕浦高良筆記に、利家卿の時、安江町能登屋の邊三昧・張付